平成２２年（フ）第３４６号
新潟市西区坂井砂山２丁目８番21号
債務者　鈴木　朋江（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５４号
新潟県五泉市三本木１丁目３番55号　ノースコーポラス１号、前住所新潟県五泉市高山1673番地
債務者　齋藤　理恵
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３６７号
新潟市東区紫竹４丁目24番13号　ハイツしらゆり101号、前住所新潟市東区中興野３番58号
債務者　石崎　眞二
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１３号
愛知県稲沢市稲葉１丁目20番10号
債務者　富田　輝美
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２７４号
愛知県一宮市上祖父江字南外山129番地
債務者　小塚　恵介
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２７９号
愛知県江南市宮田神明町旭51番地
債務者　山口　正三
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２８７号
愛知県一宮市奥町字大切前65番地１
債務者　林田　隆子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２８９号
愛知県一宮市木曽川町内割田字渡り戸１番地
債務者　川上　一代
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第７９９号
京都府宇治市大久保町上ノ山43番地の４　アネックス大久保202号
債務者　井上　　健
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８６０号
京都府京田辺市興戸東垣内21番地３
債務者　田甫　由香（旧姓濵野）
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９０４号
京都市右京区嵯峨水尾宮ノ脇町58番地　養護老人ホーム水尾寮
債務者　岩崎　泰一
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９０６号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地　府営住宅小栗栖西団地31―109
債務者　浅田建材こと　浅田　清一
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９４１号
京都市南区久世大藪町443番地の８
債務者　高橋千鶴子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９６２号
京都市伏見区深草飯食町837番地　朝日プラザ深草715
債務者　菅原　良昭（債務発生時の姓江本・佐々木）
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９９６号
京都市下京区寺町通五条上る西橋詰町744番地２　ベルヴィ高瀬川701号室
債務者　バー　キャマラードユーこと　奥井　重貴
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２８号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地３―622
債務者　門原　暢行
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６５号
兵庫県加東市社718番地
債務者　宮野　健治
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
神戸地方裁判所社支部